

2016年 月 日

各位

全国地域人権運動総連合

議長 丹波正史

FAX 03-5615-3396

<http://zjr.sakura.ne.jp/>

「部落差別解消法案」に断固反対です 個人署名、団体署名にご協力願います

1. 急浮上した部落差別解消法の狙い

過去部落問題は運動の対立と分裂の誘因に利用された経過があります。

1970年代に成立した革新自治体も部落問題で分断されました。

今日、戦争法廃止をめぐる野党共闘による選挙協力が画期的に進展する情勢の下で、その分断をはかり国民を管理する意図で急浮上したと指摘できます。

2. 立法事実が存在しません。

法案は部落差別の存在を前提としますが、それは誤りです。

今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決しており、社会生活上、部落や同和という言葉は死語に等しくなっています。その実態に即して、各界の意見聴取と慎重な検討を経て同和对策特別措置法以降の地对財特法も2002年3月末で終了しています。

2000年に自民、公明などによる議員立法の人権教育啓発推進法によって行われてきた「同和教育、解放教育」は、自治体や学校に無用の混乱をひきおこしており、廃止されるべきものです。法案は必要な教育及び啓発を行うと定めていて、無反省です。

3. 法案は、結婚、就職差別に加えて、情報化の進展によるインターネットへの悪質な書き込み等を理由としますが、法務省人権擁護局の統計調査でも同和問題に関する侵犯事件は全体の0.6%にすぎず、悪質として「説示」を必要としたのは2件で、悪質で深刻な差別の実態があるとはいえません。

インターネット上の書き込みは、プロバイダー責任法で削除するなど対処して、言論で克服すべき課題です。法案のように「差別者」を懲らしめることでは、差別は陰湿化するだけです。

4. 法案は「部落差別の解消」をうたうことで、部落と部落外を永久に分け隔てて、部落問題という社会問題を永遠に残すこととなります。

法案は「差別の実態調査」を国や自治体に要請します。しかし、特別法の終結で「同和地区」「同和関係者」という行政上の概念は消滅しています。「調査」は差別が根深く存在しているとの誤った理解を国民に広げ、プライバシーを侵害し、特定の地域と住民を「部落」と示唆し、住民の平穏な社会生活を侵害します。まさに有害無益の国費の浪費になります。

5. 法案は、政府が2002年以降も一般対策の名で温存する雇用保険給付延長、保育所への保育士加配、隣保館での相談事業、児童生徒支援加配教員の偏向配置などの事業、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金支出等を継続して国民に特別視を強いている事業に法的根拠を付与し、同和利権を永久に残すものです。
6. 私たちは、この法案は社会問題としての部落問題が基本的に解決しているのに、立法根拠があいまいなまま恒久法を制定して、国民に「解消」を義務づけ部落差別と同和利権を固定して永久化する悪法として、国会成立に断固反対します。

5月26日付・しんぶん赤旗の記事を以下紹介します。

「部落差別（固定化）永久化法案（「部落差別解消推進法案」）が審議入りした衆院法務委員会で25日、日本共産党の清水忠史議員は「同和問題の解消に血のにじむ努力を続けてきた方々を裏切る法案であり、絶対に許せない」と廃案を強く求めました。

この日、質疑に立ったのは清水議員ただ1人。自民、公明、民進が成立を狙う法案に、部落解放同盟が利権をあさる同和行政の是正に取り組んできた地方議員や団体から「亡霊がよみがえった」「これまでの運動に逆行する」と怒りの声が広がっています。

同和立法は、2002年3月末に終結し、特別対策から一般対策に移されました。理由をただした清水氏に、総務省の佐伯修司官房審議官は、同和地区をとりまく状況が変化し、差別解消に有効でないとする当時の政府見解を説明しました。

清水氏は、法案提出者の自民党・山口壮議員に、これまでの経過に逆行すると批判し、「二階俊博総務会長の意向を受けた同和行政の新たな根拠法の制定が動機ではないか」とただしました。

さらに、法案上の「部落差別」の定義について追及。山口氏は「法律上の定義を置かずとも部落差別の意味は極めて明快」などと強弁。清水氏は「とんでもない。誰かが主観的に『部落差別』だと認定すれば際限なく乱用を生み、同和事業の復活や脅迫的な確認・糾弾活動の根拠となりうる」と厳しく批判。

法案の深刻な問題は、定義がないまま行う「部落問題」の実態調査で新たな差別を掘り起こすことだと強調。出身地や血筋の特定、部落問題のなかった地域での追跡調査につながる危険を指摘しました。

清水氏は、自民党政務調査会が1986年に出した「部落差別の解消を目的とした法律を基本法として制定することは、その被差別対象地域及び住民を法的に固定化させる」との文書を示し、重ねて廃案を求めました。

2016年 月 日

衆議院議長
衆議院法務委員会委員長 殿

「部落差別の解消の推進に関する法律案」の成立に断固反対です。

2002年3月末をもって「同和」にかかわる特別立法である「地対財特法」は失効しました。今回の「法案」は、匿名のインターネット書き込みなどを引き合いに、いまだに部落差別は深刻な状態にあるとしています。厚労省や法務省などに部落差別にかかわる深刻な実害が発生したとの報告は、ほぼ無いに等しいのが現状です。今日的現状に照らせば、部落問題に関する新たな法律は必要なく、問題解決の妨げとなることは明白です。

特に同法案の「部落差別の実態調査」(第6条)に関連して、「部落」「部落民」なるものを特定選別することは、個人情報保護の観点や人口の流動性などから非現実的であり大問題です。また同和事業を終結した多くの自治体は、法律による「実情に応じた施策」の責務化により大きな混乱を生じます。

同法案は、今日的部落問題解決の到達点と解決への歴史に逆行し、部落差別「解消」に反することから以下の通り要請します。

要 請 事 項

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の成立に断固反対です。

氏 名	住 所

取扱団体／

衆議院法務委員会委員長 殿

「部落差別の解消の推進に関する法律案」の成立に断固反対です。

2002年3月末をもって「同和」にかかわる特別立法である「地対財特法」は失効しました。同法失効後も国民的理解や社会的交流が更に広がり、今日では、社会問題としての部落問題は解決したと言える時代を迎えています。

今回の「部落差別の解消の推進に関する法律案」は、匿名のインターネット書き込みなどを引き合いに、いまだに部落差別は深刻な状態にあるとしていますが、厚労省や法務省などに部落差別にかかわる深刻な実害が発生したとの報告は、ほぼ無いに等しいのが現状です。今日的現状に照らせば、部落問題に関する新たな法律は必要なく、問題解決の妨げとなることは明白です。

特に同法案の「部落差別の実態調査」(第6条)に関連して、「部落」「部落民」なるものを特定選別することは、個人情報保護の観点や人口の流動性などから非現実的であり大問題です。また同和事業を終結した多くの自治体は、法律による「実情に応じた施策」の責務化により大きな混乱を生じます。

同法案は、今日的部落問題解決の到達点と解決への歴史に逆行し、部落差別「解消」に反することから以下の通り要請します。

要 請 事 項

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の成立に断固反対です。

団体名	住 所

取扱団体／

住 所

部落差別の解消の推進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を困るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に関する調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行すること。